

答申第182号
令和4年1月28日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜 紀



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づき、令和4年1月14日付け
佐市商第487号により諮問がありました「『多機能型情報メディア搭載AIカメラ』の設
置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び取扱いについて」については、審議の結果、
諮問の内容を適当なものと認めます。